

令和3年度環境保全研究費補助金（SBIR事業）

**イノベーション創出のための
環境スタートアップ研究開発支援事業**

公募要領

公募期間：令和3年6月17日～令和3年7月21日

令和3年6月

S E R A

一般社団法人静岡県環境資源協会

補助金の申請及び受給をされる皆様へ

令和3年6月

一般社団法人静岡県環境資源協会

一般社団法人静岡県環境資源協会（以下「SERA」という。）では、環境省から令和3年度環境保全研究費補助金(イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業)の交付を受け、イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業実施要領（令和3年3月23日付け環政総発第 2103233 号。以下「実施要領」という。）別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の一部について、補助金を交付する事業を実施します。

本事業は、国庫補助金である公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。従って、SERAとしましても厳正に補助金交付事業の執行を行うとともに、虚偽などの不正行為等に対しては厳正に対処いたします。

本公募要領では、環境保全研究費補助金(イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業)交付規程（以下「交付規程」という。）の委任を受け、本事業の応募申請及び補助金の受給に必要な重要事項等を記載しております。

本補助金に対し応募の申請をされる方、採択を受け交付を申請する方、交付決定を受け補助金の受給をされる方におかれましては、交付規程および本公募要領並びに各種規程（以下「交付規程等」という。）を熟読のうえ、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

公募要領目次

第1章 公募する事業の内容	3
1. 事業の目的	4
2. 対象事業	4
3. 補助金の交付の申請者	7
4. 補助金の交付額	8
5. 補助事業期間	8
第2章 補助事業の実施に関する事項	9
1. 事業スケジュール（スケジュールは一例で、実際の状況により変更の可能性はある）	10
2. 補助対象事業の選定	11
3. 応募時における留意事項	11
4. 補助事業採択後における留意事項	12
第3章 応募（申請）に関する事項	15
1. 応募の方法	16
2. 問い合わせ	17

※応募用紙等は [SERA ホームページ](#)よりダウンロードしてください

第1章 公募する事業の内容

1. 事業の目的

近年、科学技術の細分化、社会ニーズの多様化が進む中、研究開発の成果を実用化する道筋は複雑化し、主流となる技術分野への集中投資のみでは対応できなくなっている。また、既存事業を抱える大企業では破壊的なイノベーションは起きにくいと言われる中、独自の技術シーズを短期間で新規事業につなげるスタートアップ企業の重要性が高まっている。

環境分野においても、気候変動、資源循環、自然環境保全といった多岐にわたる領域で新たな課題が生じており、これらの課題と社会課題との同時解決を図りつつ、持続可能な社会を実現していくためには、大胆なイノベーションを次々に創出していくことが必要である。

加えて、コロナ後の新たな社会を見据え、経済社会をより持続可能で強靱なものへと変革していく再設計（Redesign）が不可欠であり、これに資する新たなビジネスの創出や雇用の増加につなげていくことも重要である。

本事業では、環境分野のスタートアップ企業を主とした中小企業（以下「環境スタートアップ企業」という。）、および起業を目指す個人（以下「起業家」という。）が、環境保全に資する事業実施のために行う研究開発事業（以下「補助事業」という。）を支援することにより、環境スタートアップ企業のロールモデルを創出し、もって環境分野でのビジネスの創出およびイノベーションの促進を図ることを目的とする。

2. 対象事業

（1） 交付の対象となる事業

補助金交付の対象となる補助事業は、フェーズ1（F/S, PoC）支援事業及びフェーズ2（R&D）支援事業とする。

① フェーズ1（F/S・PoC）支援事業

環境保全に資する技術シーズの事業化検討に必要な採算性調査、概念実証等を行う事業を対象とする。

② フェーズ2（R&D）支援事業

環境保全に資する技術シーズの事業化検討に必要な実用化研究等を行う事業を対象とする。

(2) 交付の対象となる研究開発課題

本事業では、環境保全に資する研究開発事業であって、特に以下の3領域における課題の解決に資するものについて、公募を行う。

【気候変動領域】

地球温暖化が引き起こす気候変動問題は、多頻度かつ激甚化する大規模自然災害をはじめ、様々な形で現実の脅威となり、「気候危機」とも言われる人類が直面する最大の課題となっている。

昨年10月、菅総理は2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指すと宣言し、また、本年4月の地球温暖化対策推進本部において2050年のカーボンニュートラルと総合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けることを表明している。

2050年までにカーボンニュートラル達成に向けては、昨年12月に、脱炭素社会に向けた革新的技術を着実に社会実装するための「グリーン成長戦略」が策定され、また、「国・地方脱炭素実現会議」において「地域脱炭素ロードマップ」が策定される等地域における脱炭素の取組も進められている。

気候変動への対策に当たっては、緩和策と適応策の両面の研究・技術開発が必要であり、また、特に、自律分散型エネルギーマネジメントシステムや脱炭素化に資する運輸・交通システムの開発、気候変動及びその影響の観測・予測の更なる高度化・精緻化、将来の気候変動に備えた産業・生活等において、ICTやAI、データ等の活用が期待される。

本事業においては上記を踏まえ、気候変動領域における、特に地域の環境課題の解決に資する研究開発事業を公募する。

○ 研究開発事業例

- ・ 脱炭素ライフスタイルづくりに資する技術
- ・ 地域社会において脱炭素に資する技術やシステム改善に関する技術
- ・ 実質再生可能エネルギー由来水素の地域利用に関する技術
- ・ 気候変動適応策の検討に資する気候予測とそのダウンスケーリング手法の開発技術
- ・ 気候変動による自然災害への影響軽減に資する技術
- ・ 気候変動適応に資する農林水産業、工業、ライフスタイルを支える技術
- ・ 灯油等の暖房燃料の代替技術等生活関連技術
- ・ 寒冷地向け電動車両の開発技術等温室効果ガス削減に資する技術

【資源循環領域】

世界的な人口増加や経済発展に伴う中長期的な資源制約や廃棄物排出量の増大、海洋プラスチックごみ問題への対応、また 2050 年までのカーボンニュートラルの実現に向けては、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が不可欠である。

それらの問題の解決に向けては、地域循環共生圏形成に資する廃棄物処理システム構築、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、社会構造の変化に対応した持続可能な廃棄物の適正処理の確保等に関する研究開発が必要であり、また、廃棄物処理やリサイクル、エネルギー回収における最適なシステムの開発や、製品ライフサイクルの最適化等において、ICT や AI、データ等の活用が期待される。

本事業においては上記を踏まえ、資源循環領域における、特に地域の環境課題の解決に資する研究開発事業を公募する。

○ 研究開発事業例

- ・ AI・IoT を活用した廃棄物処理技術
- ・ バイオマス等の地域資源を活用したエネルギー回収・利用技術
- ・ 地域における災害廃棄物の円滑・迅速な処理を実現する技術
- ・ 災害時における生活排水処理システムの強靱化に寄与する技術
- ・ 海洋プラスチックの発生メカニズムの解明、動態把握にも寄与する、新たなモニタリング手法を実現する技術
- ・ 竹等の地域における余剰・有害資源の有効活用技術
- ・ 農作物残渣や食品ロス等の処理・堆肥化に資する技術
- ・ 地域バイオコミュニティの形成に資する技術

【自然環境保全領域】

気候変動等による生物多様性の劣化が深刻化している中で、人口減少等の社会的要因や気候変動のような地球規模での変化などを踏まえつつ、生物多様性の劣化を 2030 年までに食い止め、2050 年までに自然共生社会を実現するため、多角的な視点から行う将来予測やそれに備える生態系の維持管理や回復、Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）を含む NbS（自然を活用した解決策）の促進に向けた技術開発が、今後益々重要となってくる。

そのため、生物多様性の保全や NbS に資する科学的知見の充実や対策手法の技術開発、生態系サービスの持続的な利用やシステム解明に関する研究・技術開発等を進める必要があり、また、この際、動植物の分布状況や生息環境変化の把握及び情報処理の効率化、高度化（画像や音声による生物の同定やリアルタイム観測、行動予測）、生態系サービス向上に資する自然資源管理等において、ICT や AI、データ等の活用が期待される。

本事業においては上記を踏まえ、自然環境保全領域における、特に地域の環境課題の解決に資する研究開発事業を公募する。

○ 研究開発事業例

- ・ 森林や里山の保全・管理における既存技術の効率化・低コスト化に関する技術
- ・ リモートセンシング、衛星画像分析、環境DNA解析、遺伝子分析、バイオロギング等、様々なレベルの新技术を活用した生物多様性及び生態系サービスに関する情報の集積、集積されたビッグデータを解析するためのICTやAIを活用した評価手法、利活用法に関する技術
- ・ 絶滅危惧種把握の基礎となる情報の集積・評価や、絶滅危惧種の効率的な個体数推定法及び分布推定手法に関する技術
- ・ 人口減少社会における鳥獣の効率的・効果的な捕獲・処理・モニタリング技術及びそれらを踏まえた鳥獣の統合的な保護管理システムの開発並びに野生鳥獣における感染症対策に関する技術
- ・ ICT等の新技术を活用した外来種を効率的・効果的に低密度段階から根絶するための防除技術、侵入初期即時発見をするための侵入予測及びモニタリングに関する技術
- ・ 生態系を活用した気候変動適応策を効果的・効率的に実現するための新技术

3. 補助金の交付の申請者

補助金の交付を申請できる者は次に掲げる者とする。

① フェーズ1 (F/S・PoC) 支援事業

- (ア) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第2条第14項に規定する中小企業者
- (イ) 事業を営んでいない個人（研究者等）であって、研究開発成果の事業化を目指す者
- (ウ) その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

② フェーズ2 (R&D) 支援事業

- (ア) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第2条第14項に規定する中小企業者
- (イ) その他大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

4. 補助金の交付額

補助金の交付額は、下記から算出するものとする。

① フェーズ1 (F/S・PoC) 支援事業

定額 (上限 400 万円)

② フェーズ2 (R&D) 支援事業

対象経費 (最大 4,500 万円) の3分の2

5. 補助事業期間

補助事業の実施期間は、原則単年度とする。交付決定日以降に事業を開始し、令和4年2月28日までに事業を完了すること。ただし、単年度での実施が困難な補助事業については、応募時に年度ごとの事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提として、補助事業の実施期間を2年度以内とすることができる。また、次年度以降の補助事業は、国において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合がある。

第2章 補助事業の実施に 関する事項

1. 事業スケジュール（スケジュールは一例で、実際の状況により変更の可能性はある）

	年間予定	申請者	SERA
公募期間	公募期間 6月17日～7月21日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">情報入手</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">交付規程、公募要領等を元に 応募書類作成・提出</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">交付規程、公募要領等 SERA ホームページで公開</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">公募受付（6/17～7/21）</div>
選考	審査 8月上旬採択の決定 （8月中旬）		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">応募書類審査、選考</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">審査委員会採点基準に基づく採点</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">採択の決定（8月中旬）</div>
交付申請期間	交付申請期間 採択通知後交付申請書提出 交付決定（8月下旬）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">交付規程を元に 交付申請書類作成・提出</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">交付申請書類確認</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">交付決定通知</div>
事業の遂行・完了実績報告・検査・支払い	事業の完了 ・2月28日までに事業完了	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">事業開始（交付決定日以降）</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">発注・契約等</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">事業実施</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">検収 事業完了 支払い完了 2月28日まで</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;">遂行状況報告 （必要に応じ現地調査等を実施）</div>
	完了実績報告書の提出（事業完了（ 検収日 ）後30日以内または補助事業の完了した日の属する年度の 2月28日 のいずれか早い日まで）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">完了実績報告書の作成・提出</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">確定検査（書類審査、必要に応じ現地調査）</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">精算払請求書</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">交付額確定通知</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">補助金支払い～3月31日まで</div>
事業報告書の提出	事業報告書の提出 （年度毎に年度の終了後30日以内に環境省へ提出）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業報告書の作成・提出 （補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間、1年ごとの、環境保全に資する事業の検討状況等に関する等を報告）</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業報告書の受領（環境大臣）</div>

2. 補助対象事業の選定

(1) 選定方法

- ① 応募者より提出された申請書類等をもとに、審査委員会等において厳正に審査を行い、予算の範囲内で補助事業を選定し、補助金の交付先を採択する。
 - ② 対象事業の基本的要件に適合しない申請については審査を行わない。
 - ③ 審査の結果、対象事業要件に適合する申請であっても、予算の範囲内で選定するため、補助金額の減額または不採択となる場合がある。
 - ④ 審査結果より、付帯条件や申請された計画の変更を求める場合がある。
- ※ 審査結果に対するご意見・お問い合わせには対応いたしません。

(2) 審査基準

審査基準は、環境省と協議の上、審査委員会において作成・決定する。

3. 応募時における留意事項

応募においては、下記について留意をすること。この点にご協力いただけない方は、本事業への応募をご遠慮ください。

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがある。また、不正行為が認められた場合、SERA ホームページを通じ、申請者の名称等を公表する。

(2) 補助対象経費

交付規程別表第1から第3に掲げる費用のうち、補助事業を行うために直接必要な経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。なお、本事業では、極力、設備等は、リース・レンタルでの対応とすること。

<補助対象外経費の代表例>

補助金適正化法では、補助金の目的外使用は固く禁じられている。

- ・ 事業に直接かかわらない人工の人件費
- ・ 事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の購入費・工事費
- ・ 既存施設の撤去・移設・廃棄・処分費用
- ・ 予備設備、将来使用予定の設備の購入費・工事費
- ・ 補助事業期間外（交付決定前及び事業完了後）の支出
- ・ 官公庁等への申請・届出等に係る経費
- ・ 本補助金への応募・申請手続きに係る経費 等

(3) 既助成課題の応募の禁止

環境省を含む他の公募事業等により実施中の技術開発・実証事業と内容が類似している技術開発・実証事業については、本事業へ応募はできない。

また、本事業への応募後、当該応募に係る技術開発・実証事業と内容が同じ技術開発・実証事業等が、他の公募事業等に採択された場合は、直ちに対応する担当部局にご連絡すること。

4. 補助事業採択後における留意事項

本項では、補助事業に採択後、交付申請、交付決定、補助金にかかる事務処理等についての留意事項をまとめる。

(1) 基本的な事項について

本補助金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによる。

これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがあるので、制度について十分理解の上、申請すること。

(2) 交付申請について

公募により採択された事業者は、速やかに補助金の交付申請書を提出すること。その際、補助金の交付対象となる補助対象経費は、原則として、令和4年2月28日までに行われる事業に要する経費であって、かつ当該期間までに支払いが完了するものに限る。補助対象経費の詳細は、交付規程別表第2の内容となる。

(3) 事業の開始について

補助事業者は、SERA からの交付決定を受けた後に、事業開始すること。

(4) 経費の適正な管理等について

各申請者の責任において経費の管理が適正に行われるよう、経費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築努めること。

また、SERA への遂行状況報告、完了実績報告を行うとともに、状況に応じて SERA が実施する現地調査や国の会計検査等に対応すること。

経費支出、事業実施等に関して、下記については特に注意すること。

- ・ 契約・発注、着工は原則、SERA の交付決定日以降に行うものであること。
- ・ リース、材料費、委託等については、補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、入札や三者見積等の競争原理が働くような手続きによって調達先を決定すること。
- ・ 競争入札によりがたい場合は、その理由を明確にするとともに、価格の妥当性についても根拠を明確にすること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。
- ・ 複数年度にわたる事業を一括で発注・契約する場合は、年度ごとの実施内容及び金額等が確認できるようにすること。ただし、各年度の工事開始は当該年度の交付決定日以降とする。
- ・ 事業開始後は、「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」(環境省大臣官房会計課)等に基づき事務処理を行うこと。

(5) 計画変更及び中止等の措置

事業計画に変更のある場合、または変更が生じる恐れがある場合、必ず SERA まで相談し、必要な手続きを取ること(完了時に判明した計画外の経費は補助対象外とする場合があるので注意すること)。

(6) 遂行状況報告、完了実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後 30 日以内又は当該年度 2 月 28 日のいずれか早い日までに完了実績報告書を SERA 宛てに提出すること。補助事業の完了日は、検収をした日となる。

補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、SERA は書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行う。

(7) 補助金の支払い

補助事業者は、SERA から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出すること。
SERA は、精算払請求書による請求に基づき、補助金を交付する。

(8) 事業資料等の提出について

本事業では、事業の継続の判断、事業終了直後の達成度に係る評価、また事業終了後数年間の実用化に向けた取組の進捗状況等を把握することを目的として、事業概要等を明記した資料の提出を適宜求める場合がある。

(9) 事業報告に関する規定

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間のCO2削減効果等についての報告書を環境大臣に提出すること。

(10) 事業終了後のフォローアップ調査について

事業終了後に、終了成果報告書のとりまとめや追跡評価アンケート、ヒアリング等（項目例：年度毎の販売実績・価格、事業終了から製品化・販売にいたるまでの課題（解決済み・未解決含む）、当初の計画通りに製品化に至らなかった場合の要因、特許の取得・出願状況、今後の予定等）へのご協力をお願いしています。事業期間（環境省との契約期間）が終了しているため、これらに要する費用を本事業の経費として支出することはできませんが、採択条件としておりますのでご了解いただけない場合には応募をご遠慮ください。

(11) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておくこと。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。

第3章 応募（申請）に 関する事項

1. 応募の方法

(1) 応募書類

応募にあたり提出が必要となる書類は下記のとおり。SERA ホームページより「提出書類チェックシート」をダウンロードし、参照の上、記載漏れ、提出漏れのないように注意すること。

応募書類のうち、①～③までの指定様式については、SERA ホームページより電子ファイルをダウンロードして作成すること。

① 応募申請書【様式第1】(Excel形式)

② 実施計画書【別紙1】(Excel形式)

③ 経費内訳【別紙2】(Excel形式)

※補助対象経費のみを記載し、金額の根拠がわかる書類（見積書及び交付規程別表第2に定める根拠資料等）を必ず用意し、積算内訳と紐付けを行い提出すること

④ 企業概要、定款等（共同事業者がある場合はそれを含む。）

- ・ 企業パンフレット等業務概要がわかる資料
- ・ 定款又は寄附行為
- ・ 申請者が個人または個人事業主の場合は、住民票の写し（いずれも発行後3ヶ月以内のもの）

⑤ 経理状況説明書（共同事業者がある場合はそれを含む。）

直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書（応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）を提出すること。

また、申請者が個人事業主の場合は、直近3年分の確定申告書の写し(個人番号を黒塗りにしたもの)を提出すること。

申請者が個人の場合は不要とする。

⑥ 暴力団排除に関する誓約事項

別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について熟読し、理解の上、これに同意した上で別紙交付要件等確認書を提出すること。

⑦ その他参考資料

申請にあたって、計画内容に不明な点がある場合等、SERA より十分な説明を行った上で、追加の説明資料や根拠資料の提出を求める場合があるため、申請者はこれに協力すること。

(2) 提出方法

(1)の書類を提出期限までに、電子メールにより提出すること。その際件名に企業名等および事業名を記入すること。**受領のメールを事務局より返信いたします。24 時間以内に返信が無い場合は、下記問い合わせ先にご連絡ください。**

<メール件名記入例>

例：【申請者名等】環境スタートアップ研究開発支援事業応募

(3) 提出先

一般社団法人静岡県環境資源協会

E-mail : kankyou@siz-kankyou.or.jp

(4) 公募期間

令和3年6月17日(木) ～ 7月21日(水) 17時必着

受付期間以降に到着した書類のうち、遅延がSERAの事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けないので、十分な余裕をもって応募すること。

2. 問い合わせ

公募全般に対する問い合わせは、次のとおり。ただし、問い合わせは極力電子メールを利用し、メール件名に、以下の例のように企業名等および事業名を記入すること。

<メール件名記入例>

例：【企業名等】環境スタートアップ研究開発支援事業問い合わせ

<問い合わせ先>

一般社団法人静岡県環境資源協会

E-mail : kankyou@siz-kankyou.or.jp

TEL : 054-252-9023

FAX : 054-652-0667